

平成三年文部省・厚生省令第2号

救急救命士学校養成所指定規則

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十二条の規定に基づき、救急救命士学校養成所指定規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 救急救命士法（平成三年法律第三十六号。以下「法」という。）第三十四条第一号、第二号及び第四号の規定に基づく学校又は救急救命士養成所（以下「養成所」という。）の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

（指定の申請手続）

第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事（以下「行政庁」という。）の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名及び履歴

七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録

十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人又は消防機関にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載すること。）

十一 収支予算及び向う二年間の財政計画

2 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

（変更の承認及び届出）

第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は都道府県知事の指定を受けた養成所（以下「指定施設」と総称する。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）

若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請に準用する。

3 指定施設の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。）に変更があつたときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

（学校及び養成所の指定基準）

第四条 法第三十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第三十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第三条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、一年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては二人とすることができること。

五 専任教員のうち少なくとも一人は、救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後五年以上業務に従事した救急救命士であること。

六 一学級の定員は、十人以上五十人以下であること。

七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

九 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

十 臨地実習を行うのに適当な病院（救急用自動車同乗実習にあつては、病院又は消防機関とする。以下この項において同じ。）を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十一 前号の実習施設として利用する病院は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十二 専任の事務職員を有すること。

十三 管理及び維持経営の方法が確実であること。

2 法第三十四条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第百四十四号。以下「規則」という。）第十三条で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、一年以上であること。

三 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

四 別表第二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち二人以上は医師等である専任教員であること。

五 前項第五号から第十三号までに該当するものであること。

3 法第三十四条第四号の学校及び養成所（次項に掲げる学校及び養成所を除く。）の指定基準は、次のとおりとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急業務（以下この号において「救急業務」という。）に関する講習で規則第十四条で定めるものの課程を修了し、及び規則第十五条で定める期間以上救急業務に従事した者（学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができるもの（法第三十四条第一号に規定する文部

科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）に限る。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、一年以上であること。

三 教育の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

四 別表第三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち二人以上は医師等である専任教員であること。

五 第一項第五号から第十三号までに該当するものであること。

4 法第三十四条第四号の学校及び養成所（規則第十六条に規定する学校及び養成所に限る。）の指定基準は、次のとおりとする。

一 修業年限は、六月以上であること。

二 第一項第五号から第十三号まで並びに前項第一号、第三号及び第四号に該当するものであること。

（報告）

第五条 指定施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を行政庁に報告しなければならない。

一 当該学年度の学年別学生数

二 前学年度における教育実施状況の概要

三 前学年度の卒業者数

（報告の徴収及び指示）

第六条 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないとき、又は、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第七条 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、行政庁は、指定施設の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

第八条 指定施設について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生があるときは、その措置（国立大学法人の設置する学校及び国の設置する養成所の特例）
- 第九条** 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する学校又は国の設置する養成所については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第二項	設置者	所管大臣（国立大学法人の設置する学校にあつては、設置者である国立大学法人。以下同じ。）
次に掲げる事項 （地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。	第二号から第十号までに掲げる事項を記載した書面をもって行政庁に申し出るものとする。	
申請書	書面	
第二項	設置者	所管大臣
第三項	設置者	行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。
第三項	承認の申請	協議
第三項	設置者	所管大臣

		前条第一項第一号から第三号まで	前条第一項第二号若しくは第三号
第五号	設置者	行政庁に届け出なければならない。	行政庁に通知するものとする。
第六号	設置者又は長	行政庁に報告しなければならない。	行政庁に通知するものとする。
第七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第二十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第三十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第四十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第五十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第六十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第七十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第八十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第九十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十一号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十二号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十三号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十四号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十五号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十六号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十七号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十八号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣
第一百十九号	設置者又は長	設置者又は長	所管大臣

（施行期日）	（経過措置）
1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。
附則 （平成一三年一月二七日 文部科学省令第八〇号） 抄 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	附則 （平成一六年三月二三日 文部科学省・厚生労働省令第一号） （施行期日） 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表の規定にかかわらず、平成十六年七月一日まで従前の例によることのできる。
附則 （平成一六年三月三一日 文部科学省・厚生労働省令第四号） この省令は、平成十六年四月一日から施行する。	附則 （平成一七年三月二〇日 文部科学省・厚生労働省令第一号） （施行期日） 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表第一の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間、なお従前の例によることのできる。

（施行期日）	（経過措置）
1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。	2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の救急救命士学校養成所指定規則別表第一の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることのできる。
附則 （平成二七年三月三一日 文部科学省・厚生労働省令第二号） （施行期日） 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。	附則 （平成二六年三月七日 文部科学省・厚生労働省令第一号） （施行期日） 1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の救急救命士学校養成所指定規則別表第一の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることのできる。
附則 （平成二七年三月三一日 文部科学省・厚生労働省令第二号） （施行期日） 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。	附則 （平成二七年三月三一日 文部科学省・厚生労働省令第二号） （施行期日） 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年二月二五日 文部科学省・厚生労働省令第二号）
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附則（平成二六年三月七日 文部科学省・厚生労働省令第一号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の救急救命士学校養成所指定規則別表第一の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることのできる。

附則（平成二七年三月三一日 文部科学省・厚生労働省令第二号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないもの

のについては、これを、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がなされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則 (令和四年九月三〇日 文部科学省・厚生労働省令第三号)

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

別表第一(第四条関係)

教育内容	基礎分野		単位数
	科学的思考の基盤 人間と人間生活		
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾患の成り立ちと回復 の過程	四	八
	健康と社会保障	二	
専門分野	救急医学概論 救急症候・病態生理学 疾病救急医学 外傷救急医学 環境障害・急性中毒学 臨床実習(シミュレーション、臨床実習及び 救急用自動車同乗実習 を含む。)	六 八 八 四 一 二五	七十
	合計		

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第十三条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十

六号)第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくはは臨床工学技士養成所、義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所若しくは言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十五単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十五単位以上(うち基礎分野八単位以上、専門基礎分野十単位以上及び専門分野二十七単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二(第四条関係)

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾患の成り立ちと回復の 過程	
健康と社会保障	二	四
救急医学概論	六	八
救急症候・病態生理学	八	八
疾病救急医学		

外傷救急医学 環境障害・急性中毒学 臨床実習(シミュレーション、臨床実習及び救急 用自動車同乗実習を含む。)	四 一 二十 五
---	-------------------

合計	六十
----	----

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第十三条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所、歯科衛生士法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士法第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくはは臨床工学技士養成所、義肢装具士法第十四条第一号、第二号若しくは第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨

地実習二十五単位以上及び臨床実習以外の 教育内容三十七単位以上(うち専門基礎分 野十単位以上及び専門分野二十七単位以上) であるときは、この表の教育内容ごとの単 位数によらないことができる。	
---	--

別表第三(第四条関係)

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾患の成り立ちと回復の 過程	
健康と社会保障	一	三
救急医学概論	二	六
救急症候・病態生理学	四	五
疾病救急医学	六	二
外傷救急医学	一	九
環境障害・急性中毒学 臨床実習(シミュレーション、臨床実習及び救急 用自動車同乗実習を含む。)		
合計		三十

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第十三条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所、歯科衛生士法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくはは作業

療法士養成施設、視能訓練士法第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学士法第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学士養成所、義肢装具士法第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所若しくは言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習九単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十四単位以上（うち専門基礎分野六単位以上及び専門分野十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。